

# 職業訓練指導員免許のご案内

(テクノインストラクター)

東京都産業労働局

令和8年2月25日 ver

## 1. 職業訓練指導員免許とは

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく公共職業能力開発施設（国・都道府県が職業訓練を行うために設置した施設）及び認定職業訓練施設（事業主等が職業訓練を行うために設置した施設）で職業訓練に当たる者を職業訓練指導員といいます。これらの施設で訓練を担当する指導員は「職業訓練指導員免許」を必要とします。

交付された職業訓練指導員免許は、**日本全国で有効**です。

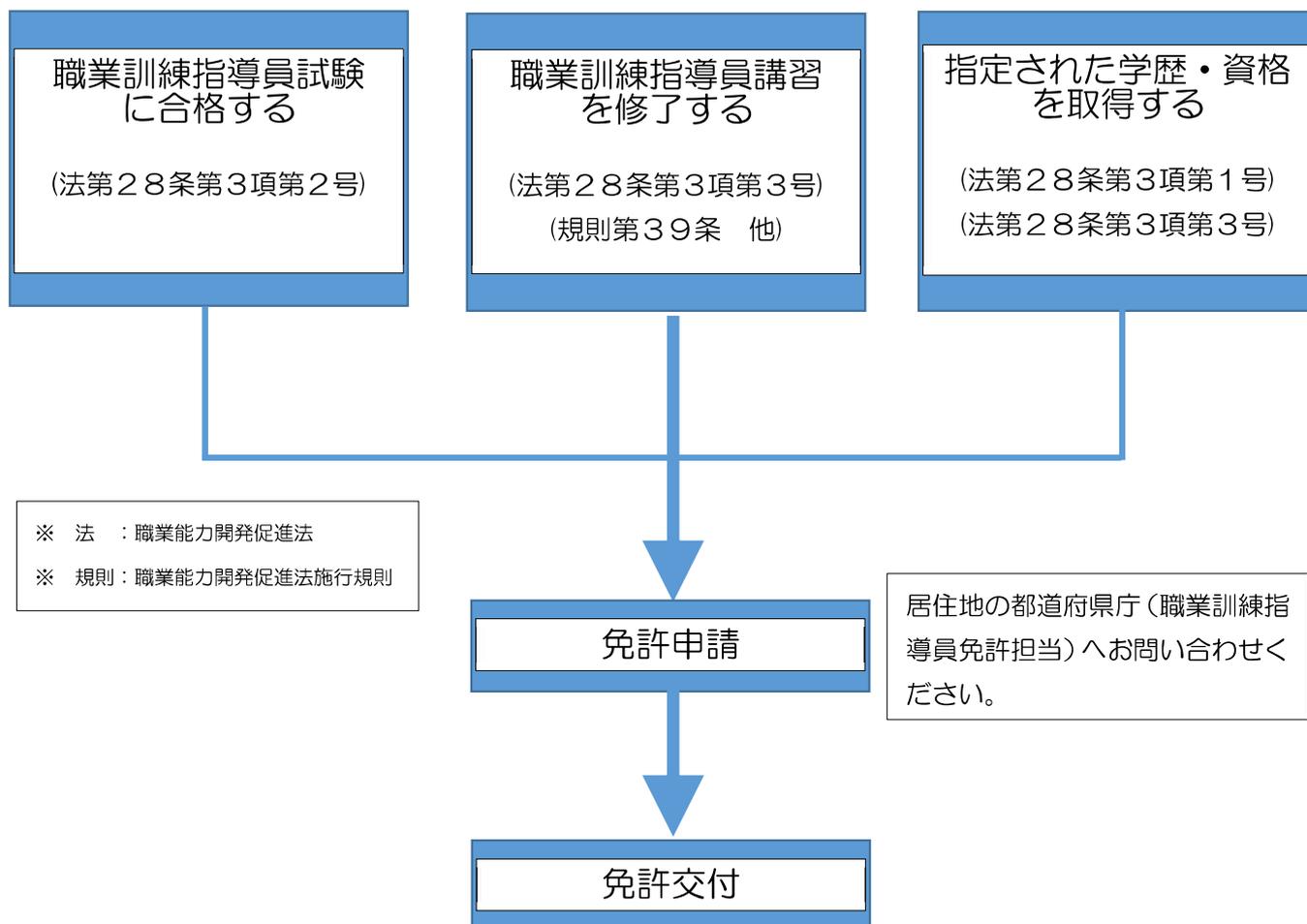
次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員免許を受けることができません。

- 精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

※「職業訓練指導員免許取得＝職業訓練指導員として採用」ではありません。公共職業能力開発施設の職業訓練指導員を希望する方は、免許取得後に別途都道府県等の採用試験の受験が必要です。

## 職業訓練指導員免許の取得方法

「職業訓練指導員免許」の取得方法は次のとおりです。



# 職業訓練指導員免許職種【令和7年4月1日現在 123職種】

## 機械分野

機械科  
自動車製造科  
自動車整備科  
自動車車体整備科  
航空機製造科  
航空機整備科  
鉄道車両科  
造船科  
製材機械科  
内燃機関科  
建設機械科  
農業機械科  
縫製機械科

## 金属分野

鉄鋼科  
鑄造科  
鍛造科  
熱処理科  
塑性加工科  
溶接科  
構造物鉄工科  
金属表面处理科

## 電気・電子分野

電子科  
電気科  
コンピュータ制御科  
発電電科  
送配電科  
電気工事科  
メカトロニクス科  
情報処理科

## 通信分野

電気通信科  
電話交換科

## 精密機器分野

時計科  
光学ガラス科  
光学機器科  
計測機器科  
理学機器科

## 建設分野

建築科  
枠組壁建築科  
とび科  
建設科  
プレハブ科  
屋根科  
スレート科  
建築板金科  
防水科  
サッシ・ガラス施工科  
畳科  
インテリア科  
床仕上げ科  
表具科  
左官・タイル科  
築炉科  
ブロック建築科  
熱絶縁科  
冷凍空調機器科  
配管科  
住宅設備機器科  
建築物設備管理科  
ボイラー科

## 土木分野

さく井科  
土木科  
測量科

## 運転分野

クレーン科  
建設機械運転科  
港湾荷役科  
フォークリフト科

## 農林分野

園芸科  
造園科  
森林環境保全科

## 工芸分野

木材工芸科  
竹工芸科  
漆器科  
貴金属・宝石科  
印章彫刻科  
塗装科

## 木材加工分野

木型科  
木工科  
工業包装科

## 資材加工分野

紙器科  
プラスチック製品科  
レザー加工科  
ガラス科  
ほうろう製品科  
陶磁器科  
石材科

## 繊維分野

織布科  
織機調整科  
染色科  
ニット科  
洋裁科  
洋服科  
縫製科  
和裁科  
寝具科  
帆布製品科

## 食品加工分野

麺科  
パン・菓子科  
食肉科  
水産物加工科  
発酵科  
日本料理科  
中国料理科  
西洋料理科

## 印刷分野

製版・印刷科  
製本科

## 美術分野

広告美術科  
デザイン科

## 事務分野

事務科  
貿易事務科

## サービス分野

流通ビジネス科  
観光ビジネス科  
ホテル・旅館・レストラン科  
写真科  
理容科  
美容科  
フラワー装飾科  
建築物衛生管理科

## 検査分野

化学分析科  
公害検査科  
臨床検査科

## 福祉分野

介護サービス科  
福祉工学科  
義肢装具科

## 2. 職業訓練指導員免許の取得方法

### (1) 職業訓練指導員試験

職業訓練指導員試験とは、職業能力開発促進法第30条第1号の規定により、都道府県において実施する試験です。

免許職種に関する実技試験および学科試験（系基礎学科・専攻学科）、指導方法のすべてに合格された方には「職業訓練指導員試験合格証書」が交付されます。

#### ①実施時期

都道府県で実施日および実施する試験科目が異なります。

◎東京都が実施する職業訓練指導員試験の詳細は、下記HPをご覧ください。

HP：TOKYO はたらくネット（職業訓練指導員試験のページ）

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/monodukuri/sikaku/shidouin/shiken.html>

◎他都道府県が実施する職業訓練指導員試験は、下記HPをご覧ください。

HP：職業訓練指導員 試験情報（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/shidouin-shiken\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/shidouin-shiken_00001.html)

#### ②実施内容

技能検定の1級や単一等級合格者等、取得を希望される免許職種に関し、「実技試験の全部」及び「学科試験のうち系基礎学科と専攻学科」が免除になる方を対象とした、「指導方法」の試験は毎年実施しています。

#### ③受験資格等

（別表1）職業訓練指導員試験の受験資格及び免除範囲（8ページ）

（別表2）他の法令による受験資格及び免除範囲（9～13ページ）

（別表3）職業訓練指導員免許職種と技能検定職種の対応表（15～18ページ）

#### ④受験申込の方法及び提出書類

別途、受験案内をご確認ください。

## (2) 職業訓練指導員講習（48時間講習）

職業訓練指導員講習は、職業能力開発促進法による技能検定1級・単一等級合格者や大学等で免許職種に関する学科を履修し、その後一定以上の実務経験のある方等を対象に実施される講習です。

### ①実施時期

東京都では、東京都職業能力開発協会が年3回程度実施します。他の都道府県の職業能力開発協会等が実施する講習については、それぞれの協会等へお問い合わせください。

### ②講習内容

日数	時間数	科目名	内容
6日間	4	職業訓練原理	職業訓練の沿革・意義・目的、職業訓練指導員の役割等
	16	教科指導法	訓練計画、指導の準備・進め方、教材の活用、訓練評価等
	3	労働安全衛生	安全衛生の管理、安全の確保、衛生作業環境
	7	訓練生の心理	訓練生の心理、生涯発達の心理、技能習得の心理等
	6	生活指導	生活指導の目的・範囲・方法等
	4	関係法規	職業能力開発促進法、職業安定法、労働基準関係法等
	6	事例研究	作業分解・実技指導案等の事例研究
	2	確認テスト	

### ③受講資格

受講資格		必要な実務 経験年数 ※4	
職業能力 開発促進 法による もの	免許職種に関し応用課程の高度職業訓練修了者で、かつ技能照査合格者	1年以上	
	免許職種に関し専門課程の高度職業訓練修了者	かつ技能照査合格者	3年以上
		上記以外	4年以上
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者	かつ技能照査合格者	6年以上
		上記以外	7年以上
	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了者 ※1	10年以上	
免許職種に関し技能検定1級又は単一等級合格者 ※2	不要		
学校教育 法による もの	大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者 ※3	2年以上	
	短大・高専において免許職種に関する学科を修めて卒業した者 ※3	4年以上	
	高校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者 ※3	7年以上	

※1 短期課程の普通職業訓練のうち規則別表第4に掲げる科目に限る

※2 厚生労働省所管の職業能力開発促進法に基づく技能検定に限り、1級・単一等級合格者でも、対応する職業訓練指導員免許職種が無い技能検定職種の場合や「電子回路接続」「バルコニー施工」職種は、受講資格が生じません。

※3 「免許職種に関する学科を修めて」とは、職業能力開発促進法施行規則別表第11に掲げる科目の履修を指します。

※4 必要な実務経験年数は、卒業後および修了後の実務経験年数になります。

### ④問い合わせ先

東京都職業能力開発協会

03-6631-6051

HP：職業訓練指導員講習（48時間講習）

[https://www.tokyo-vada.or.jp/kensyu\\_kosyu/kosyu\\_48/](https://www.tokyo-vada.or.jp/kensyu_kosyu/kosyu_48/)

### (3) 指定された学歴・資格の取得

下記の学歴・資格の所持者は、申請により職業訓練指導員免許を受けることができます。

#### ①職業能力開発総合大学校の特定の訓練課程を修了した者

- ・修了した課程・専攻科によって取得できる免許職種が異なります。

#### ②免許職種に関する学科を修めた者で、高等学校教諭一種免許状を有するもの

- ・高等学校教諭一種免許状は下記教科で、かつ、取得する職業訓練指導員免許職種に対応する教科に限ります。

工業、工業実習、農業、農業実習、水産、水産実習、商業、商業実習  
家庭、家庭実習、看護、看護実習、情報、情報実習、福祉、福祉実習

- ・大学等で免許職種に関する科目を履修していなければ、免許の交付ができません。  
大学等で免許職種に関する科目を履修しているか否かの事前照合が必要となります。

#### ★取得までの流れ

- 1) 下記内容についてメール ([ginouhyouka\\_noukai@section.metro.tokyo.jp](mailto:ginouhyouka_noukai@section.metro.tokyo.jp)) にてご連絡ください。
  - ・東京都在住および在勤の有無
  - ・取得を希望する免許職種
  - ・高等学校教諭一種免許状の教科目
  - ・現在取得している資格
- 2) 担当者が内容を確認後、特別履修証明書の様式を添えて返信いたします。  
※東京都では、免許職種に関する学科の履修状況を、特別履修証明書により確認しています。  
なお、免許職種ごとに様式が異なります。
- 3) 卒業した大学等に対し、申請者本人から特別履修証明書の作成を依頼してください。  
併せて、卒業（修了）証明書、履修（成績）証明書の発行も依頼してください。
- 4) 必要書類が揃いましたら、各種書類のPDF データをメールでお送りください。  
免許交付が可能か事前審査を行います。
- 5) 事前審査後、免許交付の可否についてご連絡いたします。  
交付可能な場合は、必要書類を簡易書留で送付していただき、免許交付手続きに入ります。  
交付不可の場合は、別の取得方法をご案内いたします。

### 3. 職業訓練指導員免許申請の手続き

#### (1) 提出書類等

「○」は提出が必要な書類を指します。

必要書類	職業訓練指導員試験合格者	職業訓練指導員講習（48時間講習）修了者	指定された学歴・資格での取得	
			職業能力開発総合大学校修了者	高等学校教諭一種免許状を所持している者
職業訓練指導員免許申請書 ※1	○	○	○	○
職業訓練指導員試験合格証書（写し）	○			
職業訓練指導員講習修了証書（写し）		○		
指導員講習の受講資格を示すもの ※2		○		
卒業（修了）証明書			○	○
履修（成績）証明書			○	○
職業能力開発総合大学校の長が認める者を証するもの（写し）			○	
特別履修証明書 ※3				○
高等学校教諭一種免許状（写し）				○
本人確認書類（写し） ※4	○	○	○	○
送り先記載用紙 ※5	○	○	○	○
送料（郵便切手） ※6	免許証1～3部：530円分、免許証4～6部：620円分			
手数料 ※7	免許1職種につき 2,300円			

※1 免許職種ごとに1枚申請書をご提出ください。

※2 受講申請時に職業能力開発協会へ提出した書類一式（履歴書、技能検定合格証書、特別履修証明書他）をご提出ください。

※3 指定の様式（特別履修証明書）による事前照合が必要です。担当までお問い合わせください。

※4 氏名、生年月日、住所を公的に証明するもの（運転免許証表裏、マイナンバーカード表面等）

※5 指導員免許の送付先をご記入ください。指導員免許送付時に封筒の表面に貼り付けて使用します。

※6 郵便切手を送り先記載用紙に貼り付けてご提出ください。

※7 郵送の場合は、郵便普通為替、定額小為替を提出書類と一緒にご送付ください。窓口申請の場合は現金でも可能です。

## (2) 申請方法

### ①新規申請

職業訓練指導員免許は、居住地の都道府県知事宛てに申請してください。

なお、東京都内に勤務している方、または東京都内の学校に在学している方が東京都へ申請する場合は、在職証明書や学生証等、東京都内での勤務または在学を証明できる書類が必要となります（名刺は不可）。

【電子申請 URL（新規申請）】

下記 URL にアクセスし、必要事項を入力してください。

<https://logoform.jp/form/tmgform/338385>

### ②再交付申請

東京都が交付した職業訓練指導員免許について、紛失、損傷、氏名変更が生じた際には、再交付が可能です。

【電子申請 URL（再交付申請）】

下記 URL にアクセスし、必要事項を入力してください。

<https://logoform.jp/form/tmgform/338391>

※申請内容を確認した後、登録いただいたメールアドレス宛に、申請に必要な書類等のご案内メールをお送りいたします。

免許の交付は、提出書類等がこちらに到着してから、おおむね1～2週間程度かかります。

## (3) 申請に関する問い合わせ先・書類の提出先

書類郵送時、必要に応じてご活用ください。点線に沿って切り取り、封筒へ貼付し郵送ください。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 21 階

東京都産業労働局 雇用就業部 能力開発課 技能評価担当

職業訓練指導員免許申請書在中

電話：03-5320-4717

HP：TOKYO はたらくネット（職業訓練指導員免許のページ）

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/monodukuri/sikaku/shidouin/menkyo.html>

(別表1) 職業訓練指導員試験の受験資格および免除範囲

受験・免除資格		受験に必要な 実務経験年数	免除範囲			
			実技	学科		
				指導方法	系基礎	専攻
職業能力開発促進法によるもの	長期課程の指導員訓練修了者		1年			
	長期養成課程の指導員養成訓練修了者		1年			
	指導員養成課程の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を受けた者		1年			
	職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を受けた者		1年			
	短期養成課程の指導員養成訓練修了者 (職業能力開発総合大学校の長が認める者)		1年	合格と認められる科目について免除		
	実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練修了者 (職業能力開発総合大学校の長が認める者) ※1		—	合格と認められる科目について免除		
	免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了者		0年		免除	免除
	免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了者		1年		免除	免除
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者		2年			
	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了者		3年			
学校教育法によるもの	大学において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者		1年		免除	免除
	短期大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		2年			
	高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		2年		免除	免除
	高等学校又は中等教育学校後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		3年			
	高等学校又は中等教育学校の卒業者		5年			
	厚生労働大臣指定校	専門課程の専修学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制	3年		
			3年制	2年		
			高等課程もしくは一般課程の専修学校又は各種学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制	4年	
		3年制	3年			
実務経験のみの者		8年				
免許職種に関し技能検定1級又は単一等級合格者(表3参照)		0年	免除	免除	免除	
免許職種に関し技能検定単一等級「電子回路接続」「バルコニー施工」合格者		0年				
免許職種に関し技能検定2級合格者		0年	免除			
免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者		—	免除			
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験(指導方法)に合格した者		—		免除		
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験(関連学科のうち系基礎学科)に合格した者		—		免除		
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験(関連学科のうち専攻学科)に合格した者		—			免除	
職業訓練指導員試験において学科試験(関連学科のうち系基礎学科)に合格した者 (当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科のみ) ※1		—		免除		
免許職種と同一系の職業訓練指導員免許を受けた者 ※1		—		免除	免除	
免許職種と同一系でない職業訓練指導員免許を受けた者 ※1		—		免除		
(表2)に掲げる他の法令により試験の免除を受けることができる者		(表2) 参照				

- ・「免除」は免除される範囲を示します。
  - ・受験に必要な実務経験は、受験する免許職種に関するものかつ、受験資格を満たしてからの実務経験年数となります。
  - ・技能検定職種の「電子回路接続」、「バルコニー施工」は、試験免除の対象にはなりません。
- ※1 別途、受験する免許職種について受験資格を有している必要があります。

(別表2) 職業訓練指導員試験 他の法令による受験資格及び免除範囲

別表第十一の三(第四十五條の二、第四十六條関係)

免許職種	受験または試験免除となる資格等の根拠となる法令等	受験することができる者	試験免除の範囲				備考																										
			実技試験	学科試験		指導方法																											
				系基礎学科	専攻学科																												
溶接科	労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)	ガス溶接作業主任者免許を有する者																															
	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)	ガス溶接技能講習の修了証を有する者																															
	ボイラー及び压力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)	普通ボイラー溶接士免許を有する者																															
		特別ボイラー溶接士免許を有する者	免除	免除	免除																												
	一般社団法人日本溶接協会	溶接技能者資格のうち、以下の①から③までの全ての技能を有することを証明できる者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>溶接方法</th> <th>対象材料</th> <th>継手の種類</th> <th>材料厚さ</th> <th>表当て金</th> <th>溶接姿勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>手溶接 (被覆アーク)</td> <td>炭素鋼</td> <td>板の突き合せ</td> <td>9mm以上</td> <td>なし</td> <td>下向き、横向き、上向き又は パイプ溶接のいずれか</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>半自動溶接</td> <td>炭素鋼</td> <td>板の突き合せ</td> <td>9mm以上</td> <td>なし</td> <td>下向き、横向き、上向き又は パイプ溶接のいずれか</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>ワイグ溶接</td> <td>炭素鋼、ステンレス鋼又は アルミニウム合金</td> <td>板の突き合せ</td> <td>3mm以上</td> <td>なし</td> <td>下向き、横向き、上向き又は パイプ溶接のいずれか</td> </tr> </tbody> </table>		溶接方法	対象材料	継手の種類	材料厚さ	表当て金	溶接姿勢	①	手溶接 (被覆アーク)	炭素鋼	板の突き合せ	9mm以上	なし	下向き、横向き、上向き又は パイプ溶接のいずれか	②	半自動溶接	炭素鋼	板の突き合せ	9mm以上	なし	下向き、横向き、上向き又は パイプ溶接のいずれか	③	ワイグ溶接	炭素鋼、ステンレス鋼又は アルミニウム合金	板の突き合せ	3mm以上	なし	下向き、横向き、上向き又は パイプ溶接のいずれか	免除		
	溶接方法	対象材料	継手の種類	材料厚さ	表当て金	溶接姿勢																											
①	手溶接 (被覆アーク)	炭素鋼	板の突き合せ	9mm以上	なし	下向き、横向き、上向き又は パイプ溶接のいずれか																											
②	半自動溶接	炭素鋼	板の突き合せ	9mm以上	なし	下向き、横向き、上向き又は パイプ溶接のいずれか																											
③	ワイグ溶接	炭素鋼、ステンレス鋼又は アルミニウム合金	板の突き合せ	3mm以上	なし	下向き、横向き、上向き又は パイプ溶接のいずれか																											
		溶接作業指導者資格を有する者	免除																														
建設機械科	建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)	建設機械施工管理の二級の技術検定の合格証明書(第二次検定に係るものに限る。)を有する者																															
		建設機械施工管理の一級の技術検定の合格証明書(第二次検定に係るものに限る。)を有する者		免除	免除																												
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)	第二種冷凍機械責任者又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者																															
		第一種冷凍機械責任者の免状を有する者		免除	免除																												
発電電科	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)	第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者																															
		第一種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者		免除	免除																												
電気科	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)	第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者		免除	免除																												
	航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十四年通商産業省令第五十二号。)による改正前の航空機製造事業法施行規則(昭和二十九年通商産業省令第五十二号)	電気機器国家試験の合格証を有する者		免除	免除																												
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)	エネルギー管理士免状を有する者 (エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和五十九年通商産業省令第十五号)第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)		免除	免除																												
送配電科	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)	第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者		免除	免除																												

(別表2) 職業訓練指導員試験 他の法令による受験資格及び免除範囲

別表第十一の三(第四十五條の二、第四十六條関係)

免許職種	受験または試験免除となる資格等の根拠となる法令等	受験することができる者	試験免除の範囲				備考
			実技試験	学科試験		指導方法	
				関連学科	系基礎学科		
電気工事科	電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)	第一種電気工事士の免状を有する者	一部免除 ※2				※2 実技試験科目のうち電気工事のみ免除
		第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者		免除	免除		
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)	エネルギー管理士免状を有する者 (エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第二十九條の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)		免除	免除		
		建設業法施行令	電気工事施工管理の技術検定の合格証明書(第二次検定に係るものに限る。)を有する者				
電子科	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)	第二級陸上無線技術士、第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の免許を有する者					
		第一級陸上無線技術士の免許を有する者	免除	免除	免除		
	航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十八年通商産業省令第七十一号。)による改正前の航空機製造事業法施行規則	電子機器国家試験の合格証を有する者		免除	免除		
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)	一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
	自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令(平成十二年運輸省令第三十五号。)による改正前の自動車整備士技能検定規則	一級四輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
	自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令(昭和五十三年運輸省令第二十三号。)による改正前の自動車整備士技能検定規則	二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)	自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
		一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士又は二級ジーゼル自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	一部免除 ※3	免除	一部免除 ※4	※3 実技試験のうち自動車整備(内燃機関を除く)のみ免除 ※4 専攻学科のうち自動車整備法のみ免除	
	自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令(平成十二年運輸省令第三十五号。)による改正前の自動車整備士技能検定規則	一級四輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	一部免除 ※3	免除	一部免除 ※4	※3 実技試験のうち自動車整備(内燃機関を除く)のみ免除 ※4 専攻学科のうち自動車整備法のみ免除	
	自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令(昭和五十三年運輸省令第二十三号。)による改正前の自動車整備士技能検定規則	二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	一部免除 ※3	免除	一部免除 ※4	※3 実技試験のうち自動車整備(内燃機関を除く)のみ免除 ※4 専攻学科のうち自動車整備法のみ免除	
航空機製造科	航空機製造事業法施行規則	航空機国家試験の合格証を有する者		免除	免除		
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則	航空機国家試験の合格証を有する者		免除	免除		
	航空法(昭和二十七年法律第百三十一号)	一等航空整備士、二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	免除	免除	免除		

(別表2) 職業訓練指導員試験 他の法令による受験資格及び免除範囲

別表第十一の三(第四十五條の二、第四十六條関係)

免許職種	受験または試験免除となる資格等の根拠となる法令等	受験することができる者	試験免除の範囲				備考
			実技試験	学科試験		指導方法	
				関連学科	系基礎学科		
建築科	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)	二級建築士の免許を有する者					
		一級建築士の免許を有する者	免除	免除			
枠組壁建築科	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)	二級建築士の免許を有する者					
		一級建築士の免許を有する者	免除	免除			
ブロック建築科	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)	二級建築士の免許を有する者					
		一級建築士の免許を有する者	免除	免除			
防水科	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)	二級建築士の免許を有する者					
		一級建築士の免許を有する者	免除	免除			
プレハブ建築科	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)	二級建築士の免許を有する者					
		一級建築士の免許を有する者	免除	免除			
熱絶縁科	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状を有する者 (エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)	免除	免除			
測量科	測量法(昭和二十四年法律第八十八号)	測量士の試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
		測量士補の試験の合格証書を有する者					
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則	特級ボイラー技士の免許を有する者	免除	免除	免除		
	電気事業法	ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	免除	免除	免除		
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状を有する者 (エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)	免除	免除			
	ボイラー及び圧力容器安全規則	一級ボイラー技士の免許を有する者					
電気通信科	電波法	第一級総合無線通信士の免許を有する者	免除	免除	免除		
		第二級総合無線通信士又は第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者					

(別表2) 職業訓練指導員試験 他の法令による受験資格及び免除範囲

別表第十一の三(第四十五條の二、第四十六條関係)

免許職種	受験または試験免除となる資格等の根拠となる法令等	受験することができる者	試験免除の範囲				備考
			実技試験	学科試験		指導方法	
				関連学科	専攻学科		
			系基礎学科	専攻学科			
臨床検査科	医師法(昭和二十三年法律第二百一号)	医師国家試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
	歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)	歯科医師国家試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
	獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)	獣医師国家試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
	臨床検査技師等に関する法律(昭和三十二年法律第七十六号)	臨床検査技師の免許を有する者		免除	免除		
事務科	公認会計士法(昭和二十三年法律第三百号)	公認会計士試験の短答式による試験又は論文式による試験に合格したことを証する書面を有する者	免除	免除	免除		
	公認会計士法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七号。)による改正前の公認会計士法	公認会計士試験の第二次試験又は第三次試験に合格したことを証する書面を有する者	免除	免除	免除		
	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)	税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	免除	免除	免除		
	商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)	商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	一部免除 ※5	一部免除 ※6	一部免除 ※6	※5 実技試験のうち簿記のみ免除 ※6 関連学科のうち簿記のみ免除	
和裁科	商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)	商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	免除				
情報処理科	情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号)	システムアーキテクト試験又はシステム監査技術者試験の合格証書を有する者		免除	免除		
		ネットワークスペシャリスト試験又は応用情報技術者試験の合格証書を有する者					
	情報処理技術者試験規則等の全部を改正する省令(平成二十八年経済産業省令第百二号。)による改正前の情報処理技術者試験規則(昭和三十五年通商産業省令第五十九号)	システムアーキテクト試験又はシステム監査技術者試験の合格証書を有する者		免除	免除		
		ネットワークスペシャリスト試験又は応用情報技術者試験の合格証書を有する者					
	情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成二十一年経済産業省令第五十九号。)による改正前の情報処理技術者試験規則	アプリケーションエンジニア試験又はシステム監査技術者試験の合格証書を有する者		免除	免除		
		テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験又は応用情報技術者試験の合格証書を有する者					
	情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令(平成十九年経済産業省令第七十九号。)による改正前の情報処理技術者試験規則	アプリケーションエンジニア試験又はシステム監査技術者試験の合格証書を有する者		免除	免除		
		テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験又はソフトウェア開発技術者試験の合格証書を有する者					
	情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成十二年通商産業省令第三百二十九号。)による改正前の情報処理技術者試験規則	システム監査技術者試験又はアプリケーションエンジニア試験の合格証書を有する者		免除	免除		
		ネットワークスペシャリスト試験又は第一種情報処理技術者試験の合格証書を有する者					
情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成六年通商産業省令第一号。)による改正前の情報処理技術者試験規則	情報処理システム監査技術者試験又は特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者		免除	免除			
	オンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者						

(別表2) 職業訓練指導員試験 他の法令による受験資格及び免除範囲

別表第十一の三(第四十五條の二、第四十六條関係)

免許職種	受験または試験免除となる資格等の根拠となる法令等	受験することができる者	試験免除の範囲				備考
			実技試験	学科試験		指導方法	
				関連学科			
			系基礎学科	専攻学科			
建築物衛生管理科	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)	建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者		免除	免除		
港湾荷役科	労働安全衛生法	船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者					
	労働安全衛生法、道路交通法	船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であつて、大型特殊自動車免許並びに車両建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者	免除	免除	免除		
	労働安全衛生規則	揚貨装置運転士免許を有する者					
	労働安全衛生法、労働安全衛生規則	揚貨装置運転士免許を有する者であつて、玉掛け技能講習の修了証を有する者	免除				
	クレーン等安全規則(昭和四十七年労働省令第三十四号)	クレーン・デリック運転士免許(同令第二百二十四條の四の規定により取り扱うことのできる機械の種類を限定した免許を除く。)又は移動式クレーン運転士免許を有する者					
	労働安全衛生法、クレーン等安全規則	クレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を有する者であつて、玉掛け技能講習の修了証を有する者	免除				

(別表2) 職業訓練指導員試験 他の法令による受験資格及び免除範囲

別表第十一の三(第四十五條の二、第四十六條関係)

免許職種	受験または試験免除となる資格等の根拠となる法令等	受験することができる者	試験免除の範囲				備考
			実技試験	学科試験		指導方法	
				関連学科	系基礎学科		
介護サービス科	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)	保育士登録証を有する者					
		保育士登録証を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの※	免除	免除	免除		
	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)	保健師、助産師、看護師の免許を有する者	免除	免除	免除		
		准看護師の免許を有する者					
		准看護師の免許を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの	免除	免除	免除		
	教育職員免許法	養護教諭の免許状を有する者					
		養護教諭の免許状を有するものであつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有する者	免除	免除	免除		
		養護教諭の免許状を有するものであつて、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの※	免除	免除	免除		
	理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三百三十七号)	理学療法士又は作業療法士の免許を有する者					
		理学療法士又は作業療法士の免許を有する者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの※	免除	免除	免除		
	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)	社会福祉士登録証を有する者					
		社会福祉士登録証を有する者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの※	免除	免除	免除		
		介護福祉士登録証を有する者	免除	免除	免除		
	精神保健福祉士法(平成九年法律第三百一十一号)	精神保健福祉士登録証を有する者					
	精神保健福祉士法	精神保健福祉士登録証を有する者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの※	免除	免除	免除		
就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)	保育教諭の資格を有する者						
	保育教諭の資格を有する者であつて介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの※	免除	免除	免除			
※ 参考 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号) (介護福祉士試験) 第四十条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。 2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。 五 三年以上介護等の業務に従事した者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの							

(別表3) 職業訓練指導員免許職種と技能検定職種の対応表

カナ	職業訓練指導員免許職種	技能検定職種(別表11の2)
イ	インテリア科	内装仕上げ施工/表装
イ	印章彫刻科	印章彫刻
エ	園芸科	園芸装飾
カ	化学分析科	化学分析
カ	介護サービス科	対応職種なし
カ	観光ビジネス科	対応職種なし
ガ	ガラス科	対応職種なし
キ	金属表面処理科	アルミニウム陽極酸化処理/めつき
キ	機械科	金型製作/機械加工/機械検査/機械保全/機械・プラント製図/仕上げ/切削工具研削/テクニカルイラストレーション/放電加工/油圧装置調整/非接触除去加工
キ	木型科	対応職種なし
キ	貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
ギ	義肢装具科	義肢・装具製作
ク	クレーン科	対応職種なし
ケ	計測機器科	対応職種なし
ケ	建設機械科	建設機械整備
ケ	建築科	建築大工/サッシ施工/枠組壁建築
ケ	建設科	型枠施工/コンクリート圧送施工/鉄筋施工
ケ	建築板金科	建築板金
ケ	建築物設備管理科	ビル設備管理
ケ	建設機械運転科	対応職種なし
ケ	建築物衛生管理科	ビルクリーニング
コ	構造物鉄工科	鉄工
コ	コンピュータ制御科	対応職種なし
コ	航空機製造科	対応職種なし
コ	航空機整備科	対応職種なし
コ	光学ガラス科	光学機器製造
コ	光学機器科	光学機器製造
コ	工業包装科	工業包装
コ	港湾荷役科	対応職種なし

(別表3) 職業訓練指導員免許職種と技能検定職種の対応表

カナ	職業訓練指導員免許職種	技能検定職種（別表11の2）
コ	公害検査科	化学分析
コ	広告美術科	広告美術仕上げ
サ	サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工/ガラス施工/サッシ施工
サ	左官・タイル科	左官/タイル張り
サ	さく井科	ウェルポイント施工/さく井
シ	森林環境保全科	造園
シ	織布科	対応職種なし
シ	織機調整科	対応職種なし
シ	寝具科	寝具製作
シ	紙器科	紙器・段ボール箱製造
シ	食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
シ	漆器科	対応職種なし
シ	写真科	写真
ジ	自動車製造科	内燃機関組立て
ジ	自動車整備科	対応職種なし
ジ	自動車車体整備科	対応職種なし
ジ	住宅設備機器科	配管
ジ	事務科	対応職種なし
ジ	情報処理科	対応職種なし
ス	水産物加工科	水産練り製品製造
ス	スレート科	対応職種なし
セ	製材機械科	切削工具研削
セ	染色科	染色
セ	製版・印刷科	プリプレス/印刷
セ	製本科	製本
セ	石材科	石材施工
セ	西洋料理科	調理
ソ	塑性加工科	金属プレス加工/工場板金/建築板金/鉄工
ソ	送配電科	対応職種なし
ソ	測量科	対応職種なし
ゾ	造園科	造園
ゾ	造船科	鉄工
タ	鍛造科	鍛造

(別表3) 職業訓練指導員免許職種と技能検定職種の対応表

カナ	職業訓練指導員免許職種	技能検定職種 (別表11の2)
タ	畳科	畳製作
チ	鋳造科	鋳造/金属溶解/ダイカスト/粉末冶金
チ	築炉科	築炉
チ	竹工芸科	対応職種なし
チ	中国料理科	調理
テ	鉄鋼科	金属溶解
テ	鉄道車両科	鉄工/鉄道車両製造・整備
テ	電子科	電子機器組立て/半導体製品製造/自動販売機調整
テ	電気科	電気製図/電気機器組立て/自動販売機調整/シーケンス制御
テ	電気工事科	対応職種なし
テ	デザイン科	対応職種なし
テ	電気通信科	対応職種なし
テ	電話交換科	対応職種なし
ト	時計科	時計修理
ト	とび科	とび
ト	塗装科	塗装/塗料調色
ド	土木科	ウェルポイント施工
ナ	内燃機関科	内燃機関組立て
ニ	ニット科	ニット製品製造
ニ	日本料理科	調理
ネ	熱処理科	金属熱処理/金属材料試験
ネ	熱絶縁科	熱絶縁施工
ノ	農業機械科	農業機械整備
ハ	発変電科	対応職種なし
ハ	帆布製品科	帆布製品製造
ハ	発酵科	酒造/みそ製造
ハ	配管科	配管
パ	パン・菓子科	パン製造/菓子製造
ヒ	表具科	表装
ビ	美容科	対応職種なし
フ	フラワー装飾科	フラワー装飾
フ	フォークリフト科	対応職種なし
フ	福祉工学科	対応職種なし

(別表3) 職業訓練指導員免許職種と技能検定職種の対応表

カナ	職業訓練指導員免許職種	技能検定職種（別表11の2）
ブ	ブロック建築科	ブロック建築/エーエルシーパネル施工
プ	プラスチック製品科	プラスチック成形/強化プラスチック成形
プ	プレハブ建築科	対応職種なし
ホ	縫製機械科	縫製機械整備
ホ	縫製科	布はく縫製
ホ	ほうろう製品科	対応職種なし
ホ	ホテル・旅館・レストラン科	対応職種なし
ボ	防水科	防水施工
ボ	ボイラー科	対応職種なし
ボ	貿易事務科	対応職種なし
メ	麺科	製麺
メ	メカトロニクス科	電気機器組立て
モ	木工科	家具製作/機械木工/建具製作
モ	木材工芸科	対応職種なし
ヤ	屋根科	かわらぶき
ユ	床仕上げ科	内装仕上げ施工
ヨ	溶接科	対応職種なし
ヨ	洋裁科	婦人子供服製造
ヨ	洋服科	紳士服製造
リ	理化学機器科	対応職種なし
リ	流通ビジネス科	対応職種なし
リ	理容科	対応職種なし
リ	臨床検査科	対応職種なし
レ	レザー加工科	対応職種なし
レ	冷凍空調機器科	冷凍空調和機器施工
ワ	和裁科	和裁
ワ	枠組壁建築科	建築大工/枠組壁建築

## 4. その他

過去に実施していた技能検定職種と職業訓練指導員免許職種の対応

検定職種	対応免許職種
工業彫刻	機械科
眼鏡レンズ科	光学ガラス科
建築図面製作	建築科 枠組壁建築科
スレート施工	スレート科
れんが積み	ブロック建築科 築炉科
浴槽設備施工	配管科 住宅設備機器科
木型製作	木型科
木工機械整備	木工科
製材のこ目立て	木工科 製材機械科
漆器製造	木材工芸科 漆器科

検定職種	対応免許職種
竹工芸	竹工芸科
織機調整	織機調整科
ほうろう加工	ほうろう製品科
陶磁器製造	陶磁器科
ガラス製品製造	ガラス科
コンクリート積みブロック施工	石材科
家庭用電気治療器調整	理化学機器科
ファインセラミック製品製造	対応免許職種なし
複写機組立て	対応免許職種なし